

条件付一般競争入札に係る質問に対する回答表

件名 旧寺方団地跡地（第九期）売払いに伴う条件付き一般競争入札

項	質問	回答
1	入札実施要領 2－3 その他の留意事項 ③本物件の越境物等については、落札者が確認・対応・処理してください。とありますが、現況守口市が確認済の越境物等は存在しますか。	市にて確認済のものはありません。また、隣接地所有者との越境に関する覚書等もありません。 入札参加に際しては、各自現地確認のうえ参加してください。
2	登録免許税の算定となる評価額に関し、市の概算額をご教示願います。	参考に、売払い対象地の近傍類似地における令和元年度固定資産税評価額は、近傍宅地 1 m ² 当たり 106,000円です。 なお、登録免許税の計算方法については、税務官署へご確認のうえ各自で計算してください。
3	落札した場合の契約書案を先行開示いただけないでしょうか。	市有財産売買契約書（案）について、別添をご参照ください。
4	対象地と隣接地所有者の全員筆界確認書、道路明示は落札者に原本交付いただけますでしょうか。	隣接地所有者との境界確認書面について、売払い対象地は元々市所有地であった筆を分筆した土地であること、及び隣接地売却後も当該所有者と境界確認書面を交わしていないことから、所有していません。 道路境界確認書面については、落札後、必要に応じて守口市道路課に対し公共用地境界明示申請を行ってください。
5	従前建物の解体工事図面等がありますか？もしあれば、開示して頂けますか？	ご質問の解体工事図面について、下記のとおり閲覧できることとします。 ア．閲覧期間 質問回答日から入札参加申込書の提出期限まで イ．閲覧場所 守口市役所内で入札担当事務局が指定する場所 ウ．その他 閲覧を希望する場合は、事前に入札担当事務局と日時等を協議すること。また、閲覧資料の内容について本来の目的以外で利用しないこと。
6	従前建物を解体した際に地元と取り交わしたことがあれば教えて頂けないでしょうか。（造成工事にも同じことを言われる可能性がある為です。）	特にありませんが、工事着手の前に地元への説明等を行い、円滑な工事施工に努めてください。
7	近隣との取り決め事項（用途制限・工事制限・通行制限等）や要望等あればご教授願います。	質問6の回答に準ずる。
8	従前建物が解体済ですが、地中基礎等の取り残しが決済後に発見された場合、守口市で撤去いただけますでしょうか。	別添、市有財産売買契約書（案）第10条をご参照願います。
9	本件は寺方団地跡地とのことですが、従前建物はいつからいつまで建っていて、入居者もいつ頃までおられたのかご教授いただけますでしょうか。	昭和29年頃建築され、令和元年11月13日に解体工事が完了しております。 入居者の情報についてはお答えできません。